

## 長府毛利邸 作品展示取扱い要領

1. 目的 長府毛利邸内において作品展示を行うことで、歴史ある施設の雰囲気と展示作品との相乗効果によりより多くのお客様にご来場いただくため。
2. 展示場所 諸室及び庭※明治天皇ご宿泊の間及び書院庭園は除く
3. 展示期間 最大2週間
4. 展示条件
  - (1) 長府毛利邸の雰囲気に合い、かつ公序良俗に反しないもの
  - (2) 宗教、思想、政治的勧誘効果のないもの
  - (3) 人種差別等を連想させるものでないこと
  - (4) 作品展示中には担当者が常駐すること
5. 注意事項
  - (1) 作品展示及び撤去は展示者が行うこと
  - (2) 展示終了時には施設を原状回復すること
  - (3) 釘打ち等施設へ加工を加える行為は不可
  - (4) 吊り金具は鴨居に掛けられる場所なら可。ただし吊り金具は展示者が準備すること
  - (5) 展示により施設の破損等損害が生じた場合には展示者の責任において修復すること。
  - (6) 展示中に体験講座やワークショップ等を行いたい場合には申し込みの際に申し出ること。
  - (7) 当希望要領に基づく展示に対する謝金等は発生しません。
6. 申込方法 展示したい作品のサンプル（写真でも可）及び希望する展示期間を用意し、長府毛利邸へ直接申し込むこと。
7. その他
  - (1) 下関市主催行事、長府毛利邸主催行事、来場者が混雑する紅葉時期等、作品展示を行えない時期があります。
  - (2) 作品展示品の販売を希望する場合は、長府毛利邸窓口でのみ取り扱います（金銭及び商品の受け渡しは長府毛利邸スタッフが執り行います）。邸内（展示場所）での販売行為及び値札等の掲示はできません。窓口にて販売する場合は、販売実績の20%を販売手数料として頂戴いたします。